

全国こども政策主管課長会議

令和6年3月
こども家庭庁成育局
成育基盤企画課

《 目 次 》

I. 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)について	4
1. 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)について(概要)	5
2. 「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」策定後の具体的な取組推進について	6
参考資料	7
II. 保育教諭の資格・免許の併有促進について	12
1. 保育教諭の資格・免許の併有促進について	13
III. 保育士特定登録取消者管理システムについて	16
1. 保育士特定登録取消者管理システムの運用開始について	17
IV. 保育士登録事務における国家資格等情報連携・活用システムの導入について	20
1. 保育士登録事務における国家資格等情報連携・活用システムの導入について	21
(1) 国家資格等情報連携・活用システムについて	

V. 保育の内容について	24
1. 保育所等における保育の質の確保・向上について	25
(1) 保育所保育及び幼保連携型認定こども園の教育・保育に関する理解促進のための資料について	
(2) 幼保小連携について	
(3) 幼児教育センターの活用について	
(4) 保育実践充実推進のための中央セミナーについて	
(5) 保育所等における自己評価について	
(6) 保育所等における第三者評価について	
(7) 「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」の作成について(P)	
(8) 「生命(いのち)の安全教育」について	
2. その他	51
(1) 今年度実施している各種調査研究の検討状況等について	
(2) 保育所における感染症対策ガイドラインの一部改訂について	

I . 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン
(はじめの100か月の育ちビジョン)について

1. 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン (はじめの100か月の育ちビジョン)について(概要)

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)について

経緯・概要・今後の方向性

- ◆ こども家庭庁は、政府におけるこども政策の司令塔として、幼児期までのこどもの健やかな成長のための環境づくりや、家庭における子育て支援等に関する基本的な施策を企画・立案し、一元的に推進しています。
- ◆ こども家庭庁の新設等を示した「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」(令和3年12月閣議決定)において、新たに創設されるこども家庭庁の役割として、
 - ✓ 就学前のこどもの健やかな成長のための環境確保及びこどものある家庭における子育て支援に関する事務を所掌し、幼稚園に通うこどもや、いずれの施設にも通っていない乳幼児を含む、就学前の全てのこどもの育ちの保障を担うことや、
 - ✓ 幼稚園、保育所、認定こども園、家庭、地域を含めた、政府内の取組を主導する(就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針(仮称)を新たに閣議決定し、これに基づき強力的に推進する)ことなどが示されました。これを踏まえて、こども家庭庁の設置後、速やかに指針の策定を進めるため、内閣官房こども家庭庁設立準備室において有識者懇談会を開催し、令和5年3月に論点整理がなされました。
- ◆ 令和5年4月のこども家庭庁発足後は、上記の論点整理も踏まえながら、こども家庭審議会幼児期までのこどもの育ち部会において議論を進め、全てのこどもの誕生前から幼児期までの育ちを保障するため、大切な理念として目指したい姿や共有したい考え方などを検討し、12月1日に答申を取りまとめました。この答申を踏まえ、12月22日に「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」を閣議決定しました。
- ◆ 今後は、本ビジョンを踏まえて、幼児期までの全てのこどもの育ちを保障するため、社会全体への普及啓発に取り組むとともに、政府全体の取組を主導していきます。



こどもまんなか
こども家庭庁



▶ 「はじめの100か月の育ちビジョン」HP

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン (はじめの100か月の育ちビジョン) 概要

令和5年12月22日 閣議決定

はじめの100か月の育ちビジョンを策定し全ての人と共有する意義

幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上にとって最重要

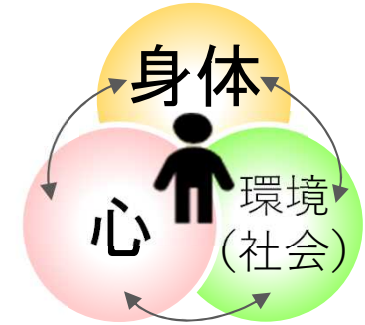
✓誰一人取り残さないひとしい育ちの保障に向けては課題あり

※児童虐待による死亡事例の約半数が0～2歳／就園していないこどもは、家庭環境により、他のこどもや大人、社会や自然等に触れる機会が左右される

✓誕生・就園・就学の前後や、家庭・園・関係機関・地域等の環境間に切れ目が多い

⇒社会全体の認識共有×関連施策の強力な推進のための羅針盤が必要

全てのこどもの生涯にわたる
身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）
な観点での包括的な幸福



⇒全ての人のウェルビーイング向上にもつながる

目的 全てのこどもの誕生前から幼児期までの
「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

こども基本法の理念にのっとり整理した5つのビジョン

1 こどもの権利と尊厳を守る

⇒こども基本法にのっとり育ちの質を保障

- ✓乳幼児は生まれながらにして権利の主体
- ✓生命や生活を保障すること
- ✓乳幼児の思いや願いの尊重

2 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

⇒乳幼児の育ちには「アタッチメント（愛着）」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠



「アタッチメント（愛着）」＜安心＞
不安な時などに身近なおとなが寄り添うことや、
安心感をもたらす経験の繰り返しにより、安心の
土台を獲得

豊かな「遊びと体験」＜挑戦＞
多様なこどもやおとな、モノ・自然・絵本・場所など身近
なものとの出会い・関わりにより、興味・関心に合わせた
「遊びと体験」を保障することで、挑戦を応援

3 「こどもの誕生前」から 切れ目なく育ちを支える

⇒育ちに必要環境を切れ目なく構築し、
次代を支える循環を創出

- ✓誕生の準備期から支える
- ✓幼児期と学童期以降の接続
- ✓学童期から乳幼児と関わる機会

4 保護者・養育者のウェルビーイング と成長の支援・応援をする

⇒こどもに最も近い存在をきめ細かに支援

- ✓支援・応援を受けることを当たり前
- ✓全ての保護者・養育者とつながること
- ✓性別にかかわらず保護者・養育者が
共育ち

5 こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

⇒社会の情勢変化を踏まえ、こどもの
育ちを支える工夫が必要

- ✓「こどもまんなかチャート」の視点
(様々な立場の人がこどもの育ちを応援)
- ✓こどもも含め環境や社会をつくる
- ✓地域における専門職連携やコーディネーター
の役割も重要



【「はじめの100か月」とは】

本ビジョンを全ての人と共有するためのキーワードとして、母親の
妊娠期から幼保小接続の重要な時期（いわゆる5歳児～小1）まで
がおおむね94～106か月であり、これらの重要な時期に着目

はじめの100か月の育ちビジョンに基づく施策の推進

- ✓ こども大綱の下に策定する「こどもまんなか実行計画」の施策へ反映
- ✓ 全ての人の具体的行動を促進するための取組を含め、こども家庭庁が
司令塔となり、具体策を一体的・総合的に推進

2.「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」 策定後の具体的な取組推進

「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」策定後の具体的な取組推進

成育局 成育基盤企画課

1 事業の目的

令和6年度当初予算案 0.4億円(0.4億円) + 令和5年度補正予算額 1.2億円

「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」(以下「はじめの100か月の育ちビジョン」)の認知拡大に加え、全ての人の具体的な取組を推進する必要がある。そのため、国民運動「こどもまんなかアクション」と連携し、「国民一人一人の具体的な行動促進」「地域等の特色を活かし具体的活動を推進する人材養成」「科学的知見の充実・普及(調査研究)」を一体的に推進。これらを3年間で集中的に実施し、各地域における自律的な取組につなげていくことで、全ての人の具体的な行動の促進を通じて社会全体の認識を共有し、全てのこどもの「はじめの100か月」(※)の育ちを支え、生涯にわたるウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に幸せな状態)の向上を実現する。

※「はじめの100か月」:本ビジョンのキーワードとして、母親の妊娠期から幼保小接続の重要な時期(いわゆる5歳児~小1)までがおおむね100か月であり、これらの重要な時期に着目。

2 事業の概要・スキーム

推進対象:「こどもの誕生前から幼児期まで」の育ちの充実に資する取組

① 国民一人一人の具体的な行動促進

①-1 効果的広報を通じた普及啓発【R6当初予算案】

「はじめの100か月の育ちビジョン」の
詳細な内容について周知
(幅広い層を対象にした動画の作成、
メディアを活用した積極的な発信等)

①-2 具体的な行動に活かせるコンテンツ作成等【R5補正予算】

✓保護者・養育者

⇒こどもの育ちを見る視点や乳幼児との関わり方についての専門知も参考に
「こどもの育ち」を学習できるハンドブック・動画等作成

✓関心層(「こどもまんなか応援サポーター宣言」をする層含む)

⇒こどもの育ちに関する基礎知識と、具体的な行動のヒントになるガイドブック・
動画等作成(→国民運動における「#こどもまんなかアクション」の充実)

② 地域等の特色を活かし具体的活動を推進する人材養成【R5補正予算】

地域等の特色を活かして、こどもの育ちに関する具体的活動を推進する人材(コーディネーター人材)を全国的に養成。そのため、
・期待される活動例や、実施に求められるスキルなどをまとめたハンドブックや動画教材等の研修コンテンツを開発するとともに、
・複数の実証地域等(※)を指定し、具体的活動を推進する先進事例を創出。

※実証地域等は「こどもまんなか応援サポーター宣言」実施を想定。地域を越えて効果的にその特色を活かして活動を推進できる場合は民間団体等も可。

③ 科学的知見の充実・普及(調査研究)【R5補正予算】

「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえ、日常生活や経験における幼児期までのこどもの育ちの質の向上を促進する、科学的知見の充実及び普及を目的とする調査研究を実施。(テーマ例:外遊び、絵本、音楽・造形、スマホ・デジタル機器に係る推奨環境や留意点等)

それぞれの立場での
具体的な行動を促進

国民運動「こどもまんなかアクション」と連携

3 実施主体等

【実施主体】民間企業・団体等

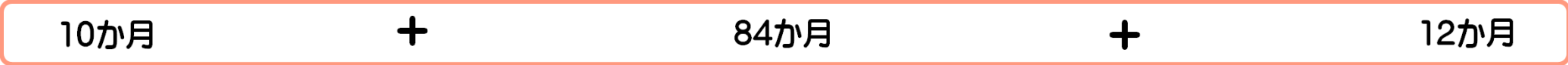
【委託】①民間企業等 ②全体統括事業者及び自治体・民間団体等10か所程度(475万円/1件あたり) ③学術機関、民間企業等(計3件程度)⁹

参考資料

「はじめの100か月」とは？



※幼保小接続の重要な時期



- ✓ お母さんがこどもを妊娠してから、小学校1年生の途中くらいまでが、だいたい100か月（※）。
- ✓ 長い人生において、人格の基盤を築く、はじめの重要な時期というメッセージが込められています。

※誕生月によって変動あり。94～106か月⇒概ね100か月。

Ⅱ．保育教諭の資格・免許の 併有促進について

1. 保育教諭の資格・免許の 併有促進について

幼稚園教諭免許状・保育士資格のいずれか一方のみで
 幼保連携型認定こども園の保育教諭等となることができる特例等の期限の延長
 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、教育職員免許法)

現
行

○幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等は、
幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要。

特例措置※

※令和6年度末まで
 認定こども園法一部改正法
 施行から10年間

- (1) 幼稚園免許状・保育士資格の**いずれか一方**の
 免許状・資格のみで**保育教諭等となる**ことができる。
- (2) 免許状・資格の**一方のみ**を持ち、一定の勤務経験を有する者は、一定の**単位を修得**すること等で、
もう一方の免許状・資格を取得できる。

支障

施行日:

- ①公布の日 ※特例措置(1)(2)を5年間延長
- ②令和9年4月1日 ※特例措置(1)の対象から主幹
 保育教諭・指導保育教諭を除く

○**特例措置の期限が到来し、幼保連携型認定こども園
 で保育教諭等の確保が困難になるおそれ。**

併有する保育教諭等の割合は近年着実に
 改善しているが、一方で、**施設数の増加に伴い、
 いずれか一方のみを有する職員数自体は
 令和4年4月1日時点で1万2千人程度。
 (幼保連携型認定こども園の保育教諭等の8%)**

見
直
し
後

特例を5年間延長

・ただし、いずれか一方の免許状・資格
 のみで**主幹保育教諭・指導保育教諭と
 なる**ことができる特例の延長は**2年間**と
 する。

※併有に向けた制度の周知、各施設に
 おける人事計画の策定、併有状況の公表などを通じ、特例期間内に併有が促
 進されるよう取り組む。



効果

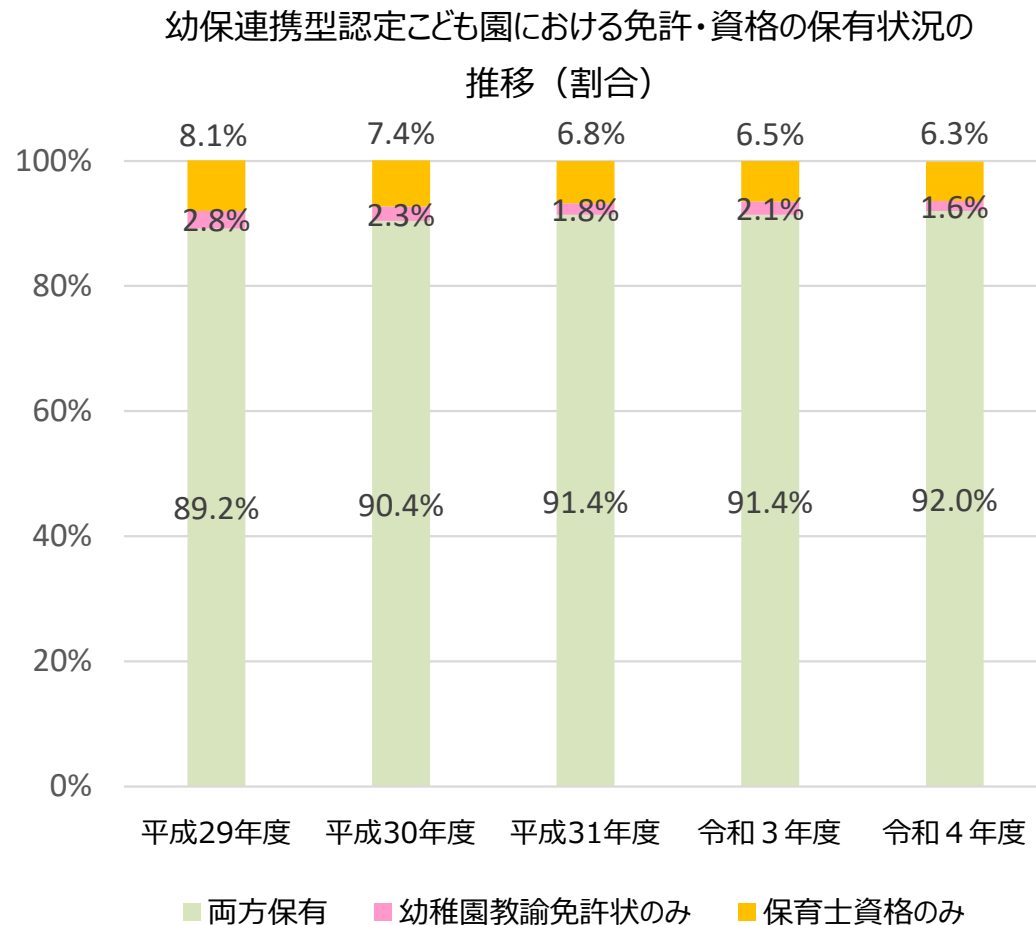
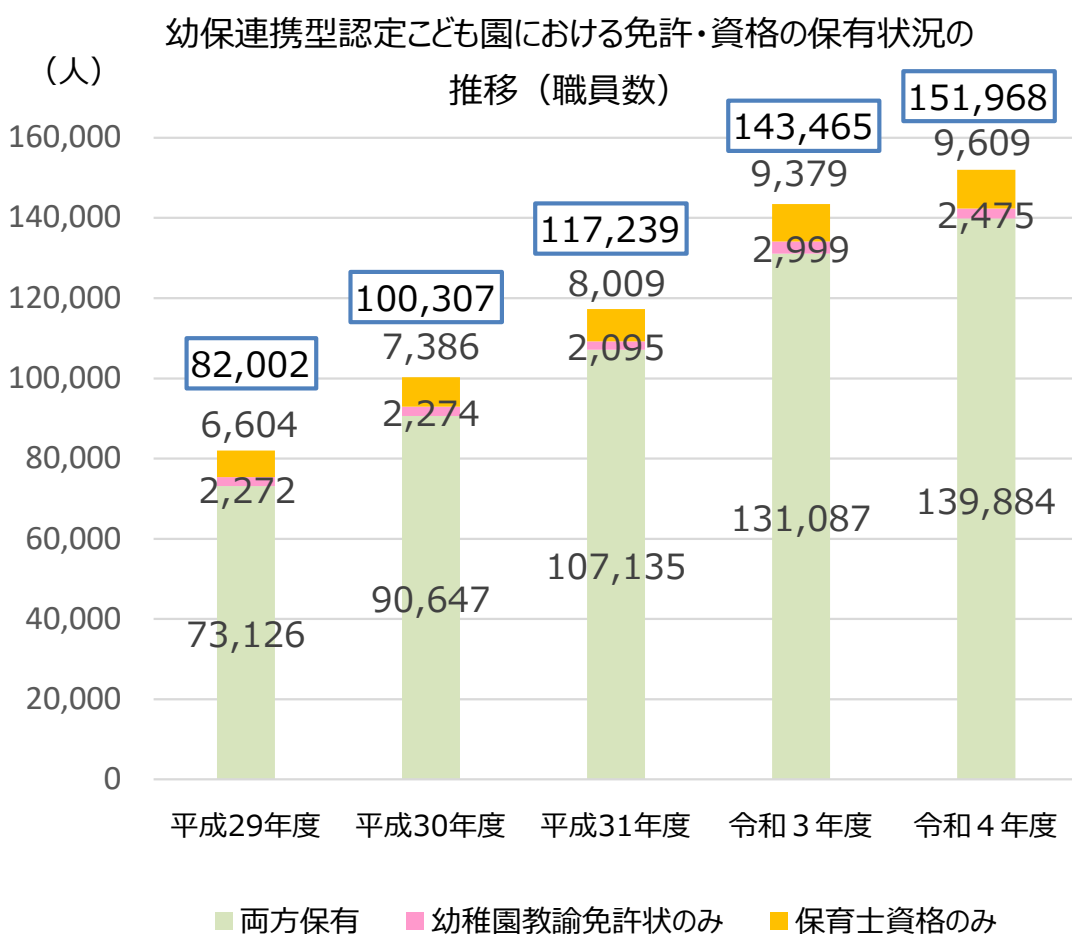
○**当面の保育の受け皿・
 保育人材の確保が図られる**



○**特例期間内に保育教諭等に必要な
 資格の取得について各施設、自治体
 で計画的な取り組みが可能に**

(参考) 幼保連携型認定こども園における免許・資格の保有状況について

- 幼保連携型認定こども園における幼稚園教諭免許状・保育士資格を両方保有する職員の割合は着実に改善している。
- 一方で、幼保連携型認定こども園の施設数の増加に伴い、幼稚園教諭免許状・保育士資格を一方のみ保有している職員の数自体は増加している。



(参考) 幼保連携型認定こども園の数

平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
3,618	4,409	5,137	5,688	6,093	6,475

※ 各年度 4月1日現在

※ 令和2年度は調査を実施せず

(出所) 内閣府「認定こども園調査」

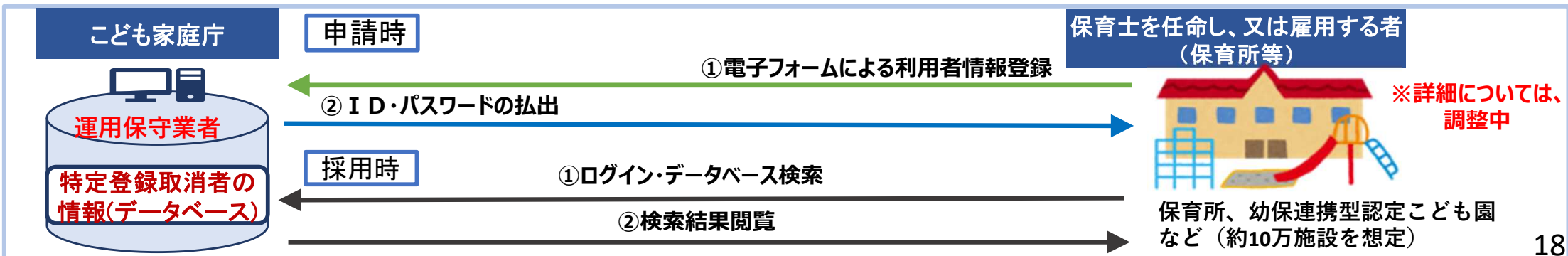
Ⅲ. 保育士特定登録取消者管理システム について

1. 保育士特定登録取消者管理システム について

保育士特定登録取消者管理システムの概要

- ・児童福祉法の令和4年6月改正により、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等（特定登録取消者）の情報をデータベース化。
- ・施設・事業者等に対し、**保育士を任命・雇用しようとするときは同データベースを活用することを義務付け**。
※在職中の保育士は活用の対象外
- ・施行日は、**改正法の公布日から2年を超えない範囲で政令で定める日（令和6年4月1日）**

対象となる職	保育士 ※ 保育士登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者
対象施設・事業者	保育士を任命又は雇用する者 ※ 保育士を置くこと等が法令上明らかであり、所轄庁による指導監督権限が及ぶ施設・事業所
データベースに掲載・表示される情報	児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等の以下の情報 ※ 氏名、生年月日、登録番号、取消年月日、取消事由、児童生徒性暴力等の類型（教育職員等児童生徒性暴力等防止法第2条第3項第○号）等
確認後の対応	各事業者で適切に判断。 ※ データベースから得た情報を端緒として、採用面接等を通じて本人に経歴等より詳細な確認を行ったり、本人の同意を得た上で過去の勤務先に事実関係の確認を行うなど、法の趣旨にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を行う必要がある。
データベースの利用方法	対象施設・事業者の採用責任者がデータベースを検索して利用 ※ 但し、必ずしも継続的でなく保育士を任命・雇用する施設等であって、法令に基づき所轄庁へ毎年度の運営状況報告を行うものについては、個別の申請に応じてこども家庭庁がデータベースを検索し結果を回答。
取消情報の掲載期間	少なくとも40年間 （「保育士」が登録資格となった平成15年11月まで遡って掲載）
情報管理	罰則を含め、個人情報保護法に基づいて担保



データベース活用対象施設・事業一覧

【データベースの活用対象となる施設・事業所（アカウント付与の対象）】

- ①児童福祉法第18条の4に規定する「保育士」を置くこと等が法令等により明らかであり、
- ②施設・事業所（以下、施設等）の所轄庁による指導監督権限が及び、
- ③継続的に保育士を任命・雇用し保育事業を行うものとして施設等ごとにアカウントの付与先が明確であるものとする。

※「『保育士』を置くこと等が法令等により明らか」であること考え方

- ・保育士または保育教諭が法令等により必置とされている施設等
- ・保育士は必置ではないが、法令等により、職員のうち保育士を置くことができる又は一定の条件において置く必要がある施設等
- ・保育士資格を有する者が、家庭的保育者などとして保育の業務に従事することが法令等により明らかな施設等

【該当する施設・事業】

- ・ 保育所
- ・ 幼保連携型認定こども園
- ・ 児童養護施設
- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 医療型障害児入所施設
- ・ 児童発達支援センター
- ・ 児童心理治療施設
- ・ 小規模保育事業（A型・B型・C型）
- ・ 事業所内保育事業
- ・ 病児保育事業
- ・ 乳児院
- ・ 病院（結核児童に対する療育の給付を行う指定療育機関）
- ・ 母子生活支援施設
- ・ 一時預かり事業
- ・ 女性自立支援施設
- ・ 女性相談支援センター
- ・ 児童発達支援（児童発達支援センターで行われるもの以外）
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 一時保護施設
- ・ 預かり保育（子子法に基づくもの）
- ・ 幼保連携型以外の認定こども園
- ・ 認可外保育施設（届出をしているもの）（企業主導型保育施設を含む）（個人のベビーシッターを除く）
- ・ 家庭的保育事業
- ・ 居宅訪問型保育事業

【上記以外でデータベースの活用対象となる施設・事業所】

以下の**全ての考え方**に該当する施設・事業者については、臨時的事業等が想定されるためIDは付与しないものの、データベースの活用(*)対象とする。（*個別の申請に応じて、こども家庭庁がデータベースを検索し、結果を回答する。）

①児童福祉法第18条の4に規定する「保育士」を置くこと等が法令等により明らかであること

②所轄庁による指導監督権限が及ぶこと

④買い物中の顧客のこどものみの保育を行うことが明確に書面等に示されているショッピングモールの託児所など、**必ずしも恒常的にはないが、保育士を任命・雇用して保育事業を行う施設等**であって、法令に基づき所轄庁へ毎年度の運営状況報告を行っているもの

該当する施設

- ・ 認可外保育施設の届出対象外の施設（「認可外保育施設指導監督の指針」に基づき運営状況の報告を年1回以上行う。）

IV. 保育士登録事務における国家資格等情報連携・活用システムの導入について

1. 保育士登録事務における国家資格等情報連携・活用システムの導入について

(1) 国家資格等情報連携・活用システムについて

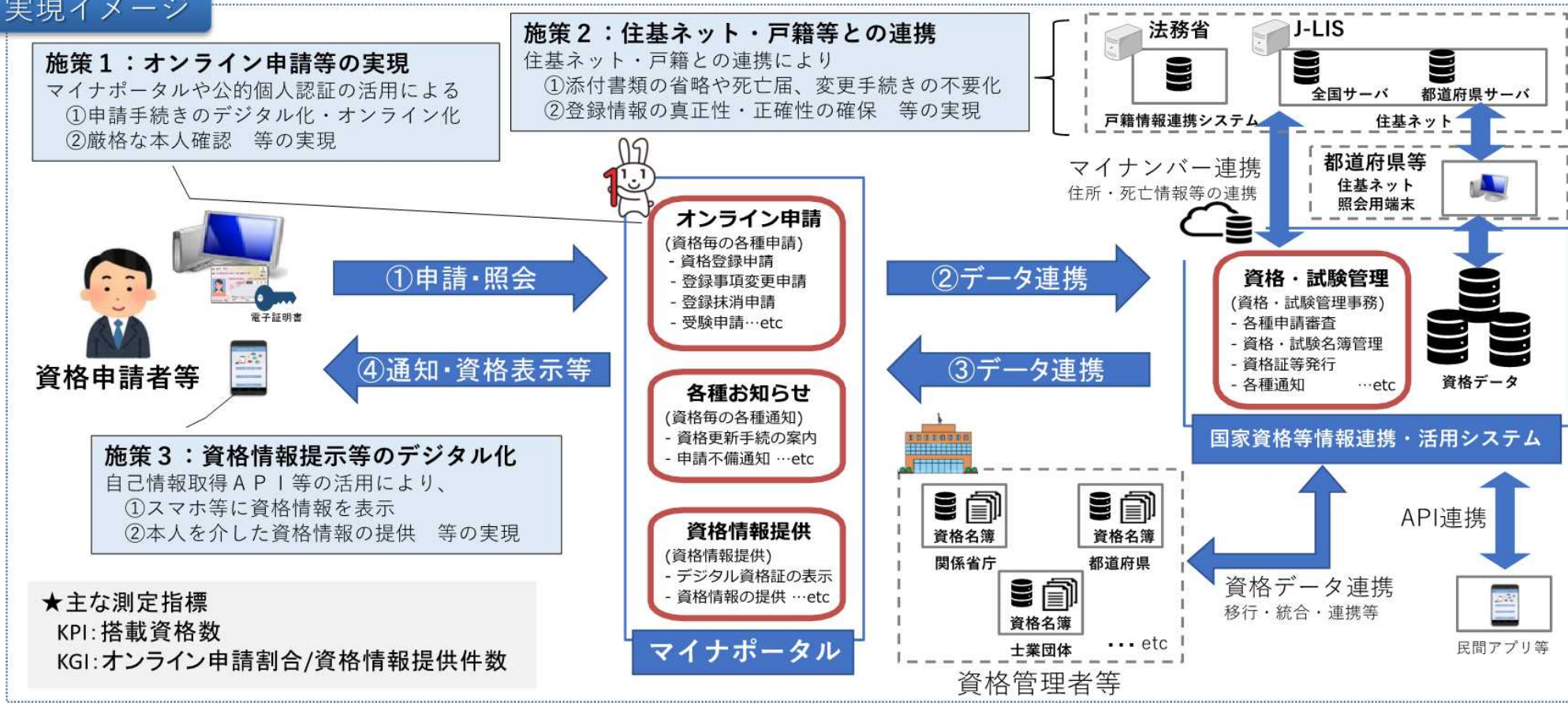
国家資格等情報連携・活用システム参画による保育士資格のデジタル化

2023.6.27 デジタル庁「国家資格等情報連携・活用システム概要説明」より抜粋

国家資格等デジタル化の概要

- 本施策は、現行では紙媒体を前提に運用されている多くの国家資格関係事務に対して、マイナンバー制度の活用により、各種申請手続のオンライン化や資格情報の連携などのデジタル化を推進するものである。

実現イメージ



V.保育の内容について

1. 保育所等における保育の質の 確保・向上について

(1) 保育所保育及び幼保連携型認定こども園の教育・保育に関する理解促進のための資料について

「ほいくしょ いち・に・さん」



保護者をはじめ、より広く、多くの方々に

- ・ 保育所はどのようなところか
 - ・ 保育所保育ではどのようなことを大切にしているか
- 知っていただくために作成しました。

<https://www.mhlw.go.jp/hoikusyo123/index.html>
(スマホ版・PC版「保育所123」で検索)



保育所ってどんなところ？

- ・ 地域にあるさまざまな保育のなかでの保育所の位置づけ
- ・ 保育所について
- ・ 保育所の特徴（生きる力の基礎を培う／子どもたちが集団で生活する場／専門性をもった保育士による保育）



保育所が大事にしていることは？

- ・ 子どもたちの「今」と「未来」を支えること（子どもは権利の主体／互いを尊重する心を育む）
- ・ 子育ての「パートナー」であること（保護者と育ちの喜びを分かち合う）



1 子どもたちが幸せに
過ごせる生活の場

- ・ 安心して心地よい居場所として
- ・ 健康と安全を守るために

2 豊かな体験を通して
大きく育つ

- ・ 幼児教育を行う施設として
- ・ 幼児教育で大切にしていること

3 家庭と共に
こどもの育ちを支える

- ・ こどもの育つ姿を共有
- ・ 相談や助言での子育て支援

未来をつくり出す力の 基礎を培うために

幼保連携型認定こども園って
どんなところ？



※ 認定こども園には、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4つの類型があります。そのうち、幼保連携型認定こども園は、幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプです。

詳細については裏表紙をご参照ください。

※ 本資料は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいて作成していますが、保護者の方などにも幅広く参考としていただくことを想定して作成していることから、国の法令等とは異なる表記も含まれています。



認定こども園の概要など、詳細については、
内閣府ホームページをご覧ください。

認定こども園の概要



幼保連携型認定こども園教育・保育要領 / 実践事例集 /
保育教諭等のための参考資料など



子ども・子育て支援新制度なるほどBOOK

(平成28年4月改訂版)



内閣府
文部科学省 厚生労働省



(2) 幼保小連携について

学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について ～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～

令和5年2月27日 中央教育審議会初等中等教育分科会 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会
(参考資料) 幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き及び参考資料(初版) (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1258019_00002.htm)

- ・ 幼児期の教育は、**生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの**であり、**全ての子供に等しく機会を与えて育成**していくことが必要。
- ・ **幼児期は遊びを通して小学校以降の学習の基盤となる芽生えを培う時期であり、小学校においてはその芽生えを更に伸ばしていくことが必要**。そのためには、幼児教育と小学校教育を円滑に接続することが重要。
- ・ 一方、幼児教育と小学校教育は、他の学校段階等間の接続に比して様々な違いを有しており、円滑な接続を図ることは容易でないため、**5歳児から小学校1年生の2年間を「架け橋期」と称して焦点を当て、0歳から18歳までの学びの連続性に配慮**しつつ、「架け橋期」の教育の充実を図り、**生涯にわたる学びや生活の基盤をつくる**ことが重要。
- ・ 架け橋期の教育を充実するためには、幼保小はもとより、家庭、地域、関係団体、地方自治体など、**子供に関わる全ての関係者が立場を越えて連携・協働**することが必要。
- ・ 教育行政を所掌する文部科学省は、**こども家庭庁をはじめとする関係省庁と連携を図りながら**、家庭や地域の状況にかかわらず、**全ての子供が格差なく質の高い学びへと接続できるよう幼児期及び架け橋期の教育の質を保障**していくことが必要。

これらを踏まえ、以下の方策を推進

1. 架け橋期の教育の充実

幼児教育施設と小学校は、3要領・指針[※]及び小学校学習指導要領に基づき、幼児教育と小学校教育を円滑に接続することが必要。
※幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領

① 子供の発達の段階を見通した架け橋期の教育の充実 **幼** **小**

- ・ 幼児教育と小学校教育では、各教科等の区別の有無や内容・時間の設定など様々な違いを有することから、**幼保小が意識的に協働して「架け橋期」の教育を充実**
- ・ 幼児教育施設においては、**小学校教育を見通して「主体的・対話的で深い学び」等に向けた資質・能力を育み**、小学校においては、**幼児教育施設で育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施**。特に、小学校の入学当初においては、小学校において主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことを可能にするための重要な時期であり、幼児期に育まれた資質・能力が、低学年の各教科等における学習に円滑に接続するよう教育活動を実施

② 架け橋期のカリキュラムの作成及び評価の工夫によるPDCAサイクルの確立 **幼** **小**

- ・ **幼保小が協働**して、3要領・指針において幼児期の資質・能力が具体的に現れる姿として定められている「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**」等を手掛かりとしながら、**架け橋期のカリキュラム[※]を作成**。小学校1年生の修了時期を中心に**共に振り返って、架け橋期の教育目標や日々の教育活動を評価し、幼保小それぞれの教育を充実**
※幼保小が協働して、期待する子供像や育みたい資質・能力、園で展開される活動や小学校の生活科を中心とした各教科等の単元構成等を明確化したもの
- ・ 幼保小の合同会議等を定期的に開催するなど、**幼児教育施設と小学校の継続的な対話を確保**、コミュニティ・スクール等を活用し、**保護者や地域住民の参画を得る仕組みづくり**

2. 幼児教育の特性に関する社会や小学校等との認識の共有

幼児教育施設と小学校が、保護者や地域住民等の参画を得ながら、架け橋期の教育の充実を図るためには、幼児教育の特性について、認識の共有を図ることが必要。

① 幼児教育の特性に関する認識の共有 **幼** **小**

- ・ 幼児期の遊びを通した学び[※]の特性に関する社会や小学校等との認識の共有が未だ十分ではないため、様々な研究や実践の成果に基づく知見を活用して幅広く伝え、**遊びを通した学びの教育的意義や効果の共通認識を図る**
※幼児期は、子供が遊びを中心として、頭も心も体も動かし、主体的に様々な対象と直接関わりながら総合的に学んでいくとともに、遊びを通して思考を巡らし、想像力を発揮し、自分の体を使って、友達と様々なことを学んでいく

② ICTの活用による教育実践や子供の学びの見える化 **幼**

- ・ ICTを活用したドキュメンテーションやポートフォリオにより**日々の教育実践や子供の学びを「見える化」**し、先生の教育の意図等を併せて伝えることにより、幼児教育の特性や教育方針等について、**保護者や地域住民の理解を促進**
- ・ 「見える化」による保護者や地域住民との連携の**好事例等を収集・発信**し、幼児教育の特性に関する社会の認識を向上

3. 特別な配慮を必要とする子供や家庭への支援

障害のある子供や外国籍等の子供など、特別な配慮を必要とする子供や家庭への適切な支援が必要。

① 特別な配慮を必要とする子供と家庭のための幼保小の接続 **幼** **小**

- ・ 特別な配慮を必要とする子供の対応が増加しており、**幼児教育施設・小学校と、母子保健、福祉、医療等の関係機関との連携強化**により、切れ目ない支援を実施
- ・ 国や地方自治体において、障害のある子供や外国籍等の子供などの受入れに関する**研修プログラムを開発、研修資料や教材を作成**
- ・ 幼児教育施設は、**一人一人に応じた指導を重視する幼児教育のよさを生かしながら子供の実態に応じた適切な支援を実施**、小学校は、**引き継いで必要な支援を実施**

② 好事例の収集 **幼** **小**

- ・ 幼児教育施設や小学校における子供の多様性に配慮した教育の充実に関する**好事例等を収集・蓄積して活用**

4. 全ての子供に格差なく学びや生活の基盤を育むための支援

核家族化や地域の関わりの希薄化に伴い、家庭や地域の教育力が低下し、幼児教育施設の役割が一層重要。

① 幼児教育施設の教育機能と場の提供 **幼**

- ・ 0歳から5歳の未就園児も含め、様々な体験の機会が得られるよう、**幼児教育施設が有する専門的な知見や場を地域に提供し、様々な子供の学びの場への参加を推進**
- ・ 幼児教育施設において、保護者の幼児教育に対する理解を深めるとともに、親子登園や相談事業、一時預かり事業等の**子育て支援を充実**

② 全ての子供のウェルビーイング^{*}を保障するカリキュラムの実現 **幼** **小**

- ・ **全ての子供のウェルビーイングを高める**観点から、教育課程の編成^{**}や指導計画の作成、実施や評価、改善等

^{*}身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念

^{**}保育所は「全体的な計画」、幼保連携型認定こども園は「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画」の作成

5. 教育の質を保障するために必要な体制等

設置者や施設類型を問わず、幼児教育の質の向上や幼保小の接続等の取組を一体的に推進する体制が必要。また、幼児教育施設における人材確保や勤務環境の改善等が必要。

① 地方自治体における推進体制の構築 **幼** **小**

- ・ 地方自治体において、**幼保小の担当部局の連携・協働や幼保の担当部局の一元化、幼児教育センターの設置・活用や幼児教育アドバイザーの配置等を推進**

② 架け橋期の教育の質保障のために必要な人材育成等 **幼** **小**

- ・ 幼保小に対して専門的な指導・助言等を行う**架け橋期のコーディネーターや幼児教育アドバイザーを育成、幼保小接続や生活科を担当する指導主事の配置・指導力の向上**
- ・ **幼児教育施設や小学校の管理職や先生の研修を充実**
- ・ 架け橋期のカリキュラムや研修等を開発・実施する「**幼保小の架け橋プログラム**」を推進

③ 幼児期の教育の質保障のために必要な人材確保・定着等 **幼**

- ・ 国において、**処遇改善等の必要な施策を引き続き実施**
- ・ 地方自治体において、**総合的な人材確保策を推進**
- ・ 幼児教育施設において、**管理職等がマネジメント能力やリーダーシップを発揮するための研修を充実**
心理や福祉、障害等の専門的知見を有する者を積極的に活用
働き方改革を推進するため、**ICT環境の整備を推進**
- ・ **事故等の発生・再発防止のための取組を徹底**

6. 教育の質を保障するために必要な調査研究等

幼児教育や幼保小の接続の分野について、データやエビデンスに基づく政策形成が必要。

① 幼保小接続期の教育に関する調査研究 **幼** **小**

- ・ 国において、**架け橋期のカリキュラムに基づく評価方法**や、諸外国における子供の多様性を尊重した幼保小の接続期の具体的支援や体制の構築について、調査研究を推進

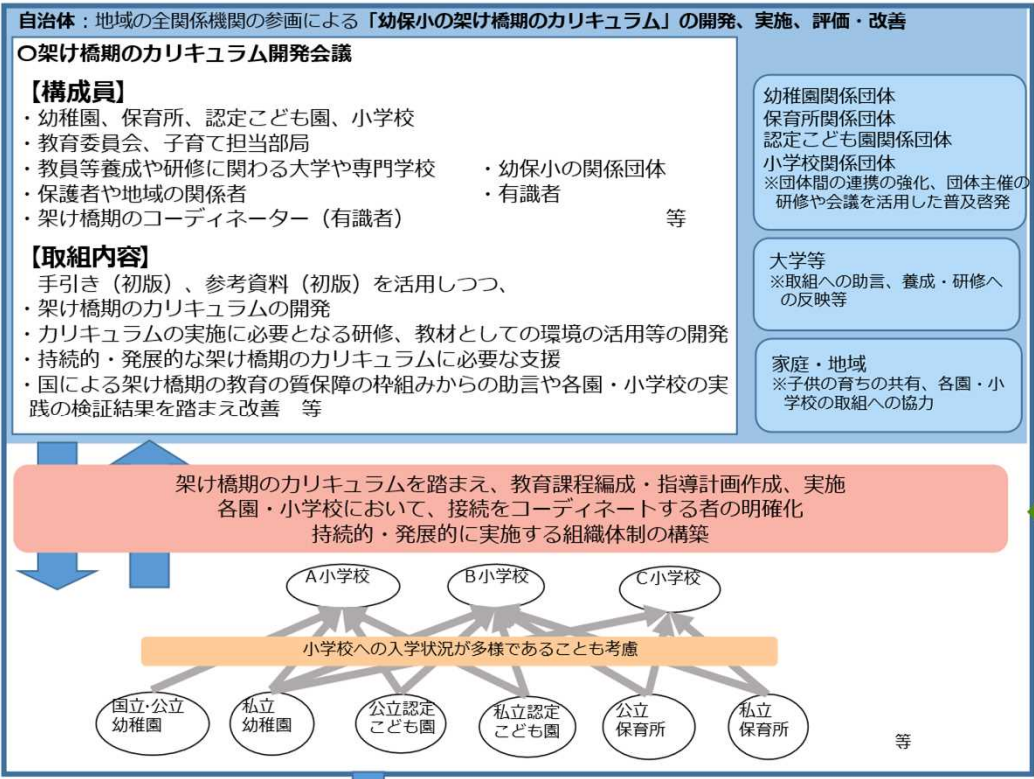
② 幼児期の教育に関する調査研究 **幼**

- ・ 国立教育政策研究所幼児教育研究センター、大学、地方自治体、幼児教育関係団体、民間研究機関等からなる**国内外の研究ネットワークを構築**
- ・ 質の高い幼児教育とは何かを明らかにするため、国のプロジェクトとして、**大規模な長期縦断調査を実施**
- ・ **日本独自の質評価指標の開発や園内研修等において活用しやすい質評価指標の開発を推進**

幼保小の架け橋プログラムの実施について

- 幼保小の架け橋期の教育の充実を図り、一人一人の多様性に配慮した上で全ての子供に学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」を実施するため、幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）と参考資料（初版）を作成
- 令和4年度から3か年程度を念頭に、『全国的な架け橋の充実』と『モデル地域における先進事例の実践』を並行して推進
- 「幼保小の架け橋プログラム」のねらいは次のとおり
 - ・幼児期から児童期の発達を見通しつつ、5歳児のカリキュラムと小学校1年生のカリキュラムを一体的に捉え、地域の幼児教育と小学校教育の関係者が連携して、カリキュラム・教育方法の充実・改善にあたることを推進
 - ・3要領・指針、特に「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の正しい理解を促し、教育方法の改善に生かしていくことができる手立てを普及
 - ・架け橋期に園の先生が行っている環境の構成や子供への関わり方に関する工夫を見える化し、家庭や地域にも普及 など

地域における体制のイメージ



様々な立場から意見や事例（動画や画像を含む）を出し合っ
て話し合う

幼保小の架け橋プログラムの実施に
向けての手引き（初版）

令和4年3月31日
文部科学省

※開発会議、園・学校、自治体が本プログラムを進めていく上でのイメージについて、基盤づくりから改善・発展サイクルの定着に至るまでの4つのフェーズから記載。自分たちが、今どのフェーズにいるのかを判断し、次のフェーズに向けた取り組みのイメージ例も記載。

架け橋期の教育の質保障(国)

【検証体制】

- ・幼保小の接続期の教育の質的向上に関する検討チームのメンバー及び関係者 等

【検証等の内容】

- ①実態調査
- ②改善事項の整理

取組推進

質保障

全国的な取組の実施と併せて行う

幼保小の架け橋プログラム事業
令和5年度予算額 2.2億円

- ・幼保小の架け橋プログラムについて、モデル地域において具体的に開発し実践
- ・モデル地域の成果検証の実施

※「幼児教育の質保障に関する調査研究」に関する金額を除く予算額

幼児教育推進体制等を通じ、事業の成果を全国の取組に普及・反映

幼保小の架け橋プログラムに関する動画

- 文部科学省では、幼保小の架け橋プログラムの推進に当たって、幼保小の関係者において「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けてのガイド（初版）」等に関する理解を深めていただくための動画を公開。
- 加えて、中央教育審議会初等中等教育分科会「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」における幼保小の架け橋プログラムの議論に携わっていただいた委員の方々等より、幼保小の架け橋プログラムへの思いや期待すること、進めるに当たって配慮すること等についてお話しいただいた動画を公開。

☆文部科学省HP：幼保小の架け橋プログラム（右のQRコードからもアクセスいただけます。）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1258019_00002.htm



公開中の動画

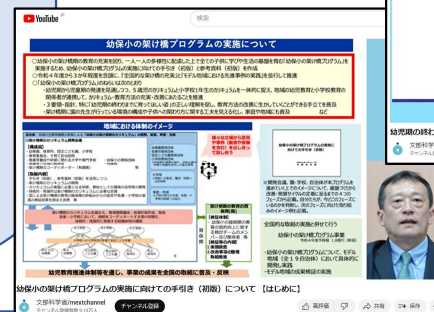
※令和4年11月末時点で公開しているもの。説明者の肩書きは動画公開時のもの。
 ※いずれも文部科学省YouTubeチャンネルにて公開。

幼保小の架け橋プログラムの実施に向けてのガイド（初版）等に関する動画

- 【はじめに】：幼保小の架け橋プログラムのねらいや概要等について。
 （説明者：安彦 広斉 大臣官房審議官（初等中等教育担当））
- 【その1】：ガイドの全体像について。
 （説明者：大杉 住子 初等中等教育局幼児教育課長）
- 【その2】：ガイドの「3.架け橋期のカリキュラム開発会議における取組」について。
 （説明者：澤田 佳代 同局幼児教育課子育て支援指導官）
- 【その3】：ガイドの「4.園・小学校における架け橋期のカリキュラムに関する取組」「5.園・小学校における実施に必要な体制づくり」について。
 （説明者：横山 真貴子 同局幼児教育課幼児教育調査官）
- 【その4】：ガイドの「6.自治体における支援体制づくり」「7.幼児教育推進体制を通じた幼保小の架け橋プログラムの普及」について。
 （説明者：藤岡 謙一 同局幼児教育課幼児教育企画官）
- 【その5】：ガイドの「架け橋期のカリキュラムの共通の視点の例」等について。
 （説明者：小久保 篤子 同局幼児教育課教科調査官
 齋藤 博伸 同局教育課程課教科調査官）

幼保小の架け橋プログラムに期待すること（動画）

- 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を架け橋プログラムで活用するために
 （説明者：無藤 隆 白梅学園大学名誉教授）
- ※今後も、「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」委員等による動画を随時拡充予定。



(3) 幼児教育センターの活用について

幼児教育推進体制を活用した 地域の幼児教育の質向上強化事業

令和6年度予算額(案) 3.5億円
(前年度予算額) 3.0億円

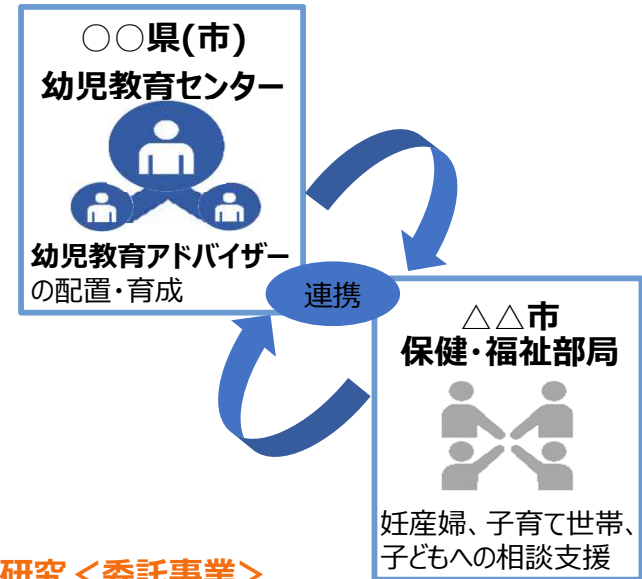
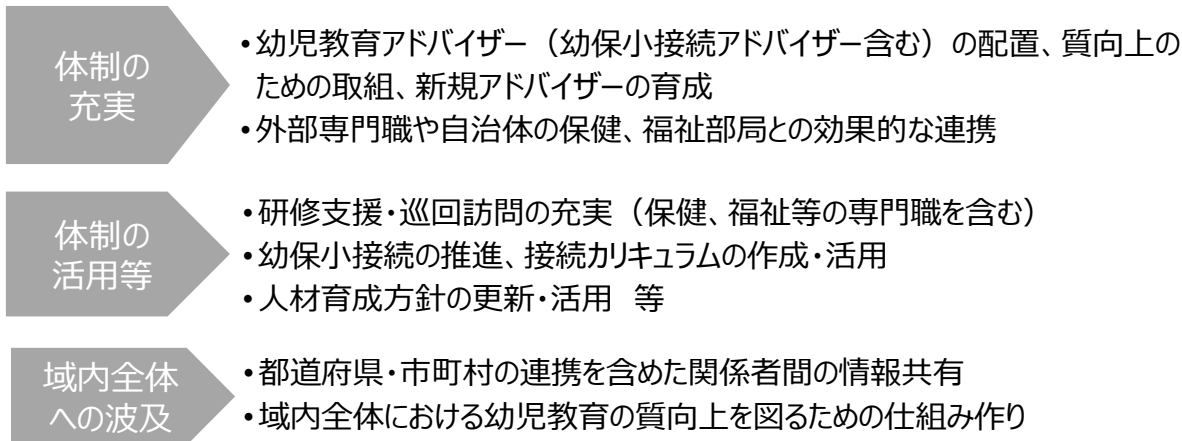


背景・課題

- 複数の施設類型が存在し、私立が多い幼児教育の現場において、公私・施設類型問わず幼児教育の質の向上等の取組を一体的に推進するためには、教育内容面での質向上を担う地方公共団体の体制の充実が必要。
- また、幼児教育施設の教職員が幼児教育の質向上にしっかり向き合うことができるよう、地域の幼児教育に関する課題に対して的確に対応した保健・福祉等の専門職をはじめとした人的体制の充実を図ることが必要。

事業内容

地域全体の幼児教育の質の向上を図るため、幼児教育センターの設置やアドバイザーの配置、外部専門職や自治体の保健、福祉部局との連携等により、地域の課題に的確に対応する自治体における幼児教育推進体制の充実・活用への支援を強化。



新規体制整備促進策

・幼児教育推進体制未実施地域の整備促進策に関する実証研究〈委託事業〉

補助要件 ①幼児教育センターの設置 ②担当部局一元化（PT等での対応可） ③小学校指導担当課との連携体制確保	補助対象 単価・個所数 ・補助率 都道府県、市町村 (補助) 7～9百万円程度(1/2) × 87団体 (委託) 130百万円程度 × 4団体
対象経費 【補助】・幼児教育アドバイザー配置に必要な経費（人件費等） ・専門職との連携に必要な経費（謝金等） ・研修・巡回訪問等に必要な経費（謝金、旅費等）	【委託】・検討会議運営経費（会議費等） ・先進地視察に係る経費（旅費） ・幼児教育アドバイザー試行配置経費（謝金等）

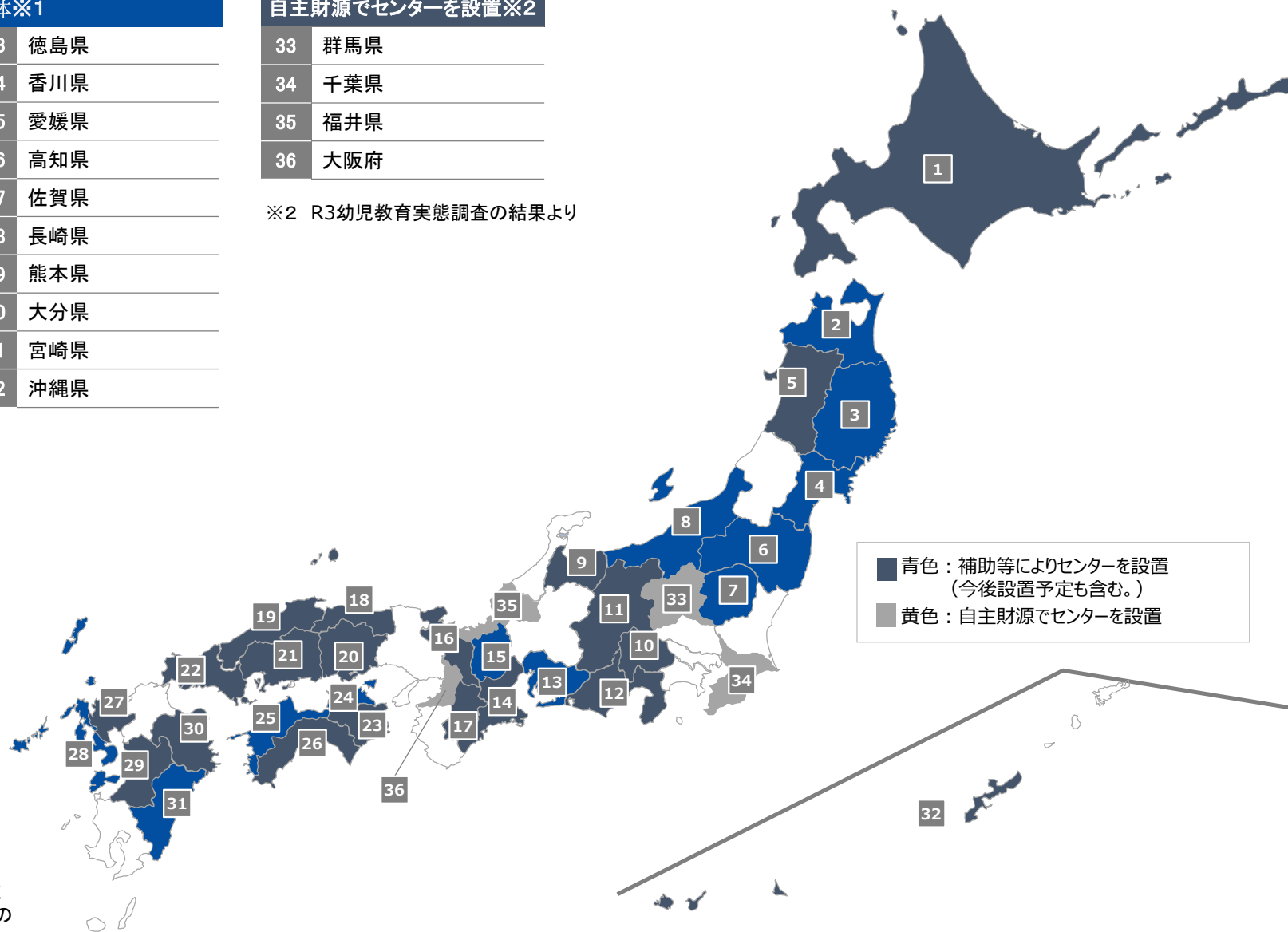
担当：初等中等教育局幼児教育課

幼児教育センター設置 道府県一覧

R5申請団体※1			
1	北海道	23	徳島県
2	青森県	24	香川県
3	岩手県	25	愛媛県
4	宮城県	26	高知県
5	秋田県	27	佐賀県
6	福島県	28	長崎県
7	栃木県	29	熊本県
8	新潟県	30	大分県
9	富山県	31	宮崎県
10	山梨県	32	沖縄県
11	長野県		
12	静岡県		
13	愛知県		
14	三重県		
15	滋賀県		
16	京都府		
17	奈良県		
18	鳥取県		
19	島根県		
20	岡山県		
21	広島県		
22	山口県		

自主財源でセンターを設置※2	
33	群馬県
34	千葉県
35	福井県
36	大阪府

※2 R3幼児教育実態調査の結果より



※1 R5申請団体とは「幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業」申請団体を指す。

(4) 保育実践充実推進のための 中央セミナーについて

令和5年度 保育実践充実推進のための中央セミナー実施状況（概要）

（1）趣旨

- 全国的な保育の質の確保・向上に向け、各地域において保育内容に関する現場への指導・支援を担当する者（自治体の保育指導職）等に参集を求め、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に基づく実践上の諸課題や各現場・地域における多様な取組とその成果等について協議し、保育実践の一層の充実を図るもの。

※本セミナーは、「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」の議論のとりまとめ（令和2年6月26日）において、保育実践の質の確保・向上に向けた取組のあり方として、地域の取組と全国的な取組の連動の重要性が示されるとともに、今後の展望として、「国において、関係者間で情報共有や意見交換を行う場・機会をつくること」が求められたことから、令和2年度より実施している

（2）開催概要

- 開催日時 令和5年12月6日（水）～7日（木） ※現地参集・オンライン併用のハイブリッド開催
- 対象者 自治体において保育内容に関する指導・支援を担当する者（保育指導職）
※自治体の保育担当部局職員のほか、保育所施設長、指定保育士養成施設教員等も対象に含む
- プログラム 1日目 ①主催者挨拶（成育基盤企画課長） ②行政説明 ③基調講演 ④分科会Ⅰ（職種混合班）
2日目 ①分科会Ⅱ（職種別班） ②シンポジウム「保育の基本を考える」（文部科学省との合同企画）
- 分科会 共通テーマ「保育におけるこどもの人権への配慮と一人一人の人格の尊重」
ア 保育の振り返りを通じた実践の向上（保育内容等の自己評価） イ 開かれた組織づくり
ウ 地域内の保育関係者の学びあいの体制づくり エ こどもの姿の共有を通じた家庭との連携と子育て支援
- 参加者 全体会 295名、分科会 195名（ア:73、イ:35、ウ:49、エ:38）、
124自治体(都道府県:26、指定都市:14、中核市:19、市町村:65)から参加

※令和6年度は文部科学省主催の幼児教育の理解・発展推進事業（中央協議会）と合同開催を予定（12月5日～6日）

(5) 保育所等における自己評価について

保育所保育指針に基づき、**保育所における保育内容等の評価による保育の改善**に資するよう、保育所保育の特性を踏まえた保育内容等の自己評価の基本を示し、各保育所が、保育内容等の評価に取り組む際に活用する。



1 保育内容等の評価の基本的な考え方

- ・保育所保育指針に基づく「保育内容等の評価」について、目的と意義・対象・主体・全体像など、基本的な考え方について記載
 - (1) 保育所保育指針に基づく保育内容等の評価
 - (2) 保育内容等の評価の目的と意義
 - (3) 保育内容等の評価の全体像と多様な視点の活用

2 保育士等による保育内容等の自己評価

- ・保育士等が子どもの理解を踏まえ自らの保育の計画と実践について行う評価の基本的な流れと内容について記載
 - (1) 保育士等が行う保育内容等の自己評価の流れ
 - (2) 保育における子どもの理解
 - (3) 保育の計画と実践の振り返り
 - (4) 保育の改善・充実に向けた検討

3 保育所による保育内容等の自己評価

- ・保育所が、全職員の共通理解の下で組織として取り組む自己評価に関して、基本的な流れと内容について記載
 - (1) 保育所が組織として行う保育内容等の自己評価の流れ
 - (2) 評価の観点・項目の設定
 - (3) 現状・課題の把握と共有
 - (4) 保育の改善・充実に向けた検討

4 保育所における保育内容等の自己評価の展開

- ・保育士等の自己評価とそれを踏まえた保育所の自己評価の取組の進め方、効果的・効率的な評価の実施のための留意や工夫等について記載
 - (1) 保育の記録とその活用
 - (2) 保育所における取組の進め方
 - (3) 自己評価の方法とその特徴
 - (4) 自己評価に当たって考慮すべき事項

5 保育内容等の自己評価に関する結果の公表

- ・保育内容等の自己評価に関する結果の公表について、その意義・方法の例、公表に当たっての留意事項等について記載
 - (1) 自己評価の結果を公表する意義
 - (2) 自己評価の結果の公表方法
 - (3) 自己評価の結果の公表に当たって留意すべき事項

別添:保育内容等の自己評価の観点(例)、関係法令等

- 保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）の活用にあたって、各保育所が自己評価の取組を行う際の具体的な留意点や工夫例について、ガイドラインの改訂内容の検討にあたって保育の現場から得られた知見等を踏まえ記載。



1 未来の保育実践を 考えるための「評価」



2 自己評価の実施に当たって 大切にしたいこと

日々の保育に**手応え**
が生まれ、保育がよ
り楽しくなる評価に



自己評価の基盤となる
「子どもの理解」

互いに**肯定的な理解**
と評価ができる
職場の環境づくり

3 取組を進めていく際のポイント

明日の保育に向けた
日常的な記録・計画
の活用



既存の評価項目を
用いる際の
留意点と工夫



会議やミーティング
の工夫



園長・主任の役割



保護者や地域
との連携

園内・外部研修
や評価などの
活用



(6) 保育所等における第三者評価について

保育所における第三者評価について

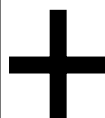
- 保育所における第三者評価事業については、平成17年5月26日付け雇児保発第0526001号、社援基発0526001号「保育所版の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」（共通評価基準）等を元に実施されている。

共通評価基準ガイドライン

- I 福祉サービスの基本方針と組織
- II 組織の運営管理
- III 適切な福祉サービスの実施

内容評価基準ガイドライン

社会福祉事業種別ごとの評価項目



I 福祉サービスの基本方針と組織

- 理念・基本方針
- 経営状況の把握
- 事業計画の策定
- 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

II 組織の運営管理

- 管理者の責任とリーダーシップ
- 福祉人材の確保・育成
- 運営の透明性の確保
- 地域との交流、地域貢献

III 適切な福祉サービスの実施

- 利用者本位の福祉サービス
- 福祉サービスの質の確保

(保育所版)

I 保育内容

- 全体的な計画の作成
- 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- 健康管理
- 食事

II 子育て支援

- 家庭との緊密な連携
- 保護者等の支援

III 保育の質の向上

- 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

(7)「児童福祉施設における食事の提供ガイド」の改訂について

改定版「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」について（令和5年度改定予定）

背景

- 平成22年に作成された「**児童福祉施設における食事の提供ガイド**」及び平成24年に作成された「**保育所における食事の提供ガイドライン**」は、それぞれ作成から10年以上が経過している。その後、食事・食生活をはじめとした子どもを取り巻く環境や課題は大きく変化しており、より多角的な視点からの子どもの食生活全体の支援がより一層求められていることから、**2つのガイドを統合するかたちで見直しを実施中**。

これまでの検討の経緯等

- 令和4年度 調査研究事業*において、有識者により改定素案を検討
* 令和4（2022）年度「児童福祉施設等における栄養管理や食事の提供の支援に関する調査研究」（みずほリサーチ&テクノロジー株式会社）
- 令和5年2～3月 厚生労働省にて改定案概要に関するパブコメを実施
- 令和5年4月～ こども家庭庁に移管後、改定にむけて作業

改定予定のガイドラインの主な内容等

第1部 児童福祉施設における食事の提供のあり方

- **施設における食事の意義・役割**…施設における、一人一人のこどもの状況を考慮した食事・食生活の支援の重要性を示す
- **施設における食事提供の考え方**…こどもの状態に応じた食事提供等、食事提供の質の向上を図るための考え方を示す
※給与栄養目標量の暫定値を記載
※「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（2019年改定）及び「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（2016年）を踏まえた内容を記載
- **食事の提供体制に応じた留意事項**…食事の提供体制（自園調理・外部搬入等）に応じた留意事項等を示す
- **自然災害等の非常時への備え**

第2部 児童福祉施設における食事提供の実践

児童福祉施設における食事提供の取組事例を記載…一人一人の子どもへの対応、多職種が連携した保護者支援等を記載

(8)「生命(いのち)の安全教育」について

「生命（いのち）の安全教育」教材・指導の手引き等について

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」決定）に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、有識者の意見も踏まえ、「生命（いのち）の安全教育」のための教材及び指導の手引きを作成。これにより、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育を推進。

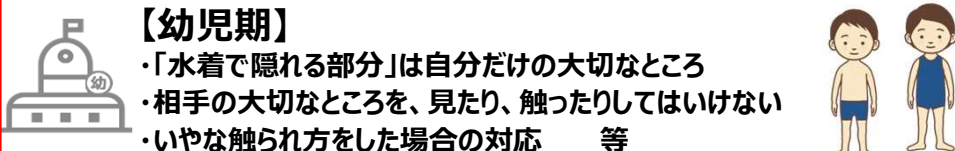
教材・指導の手引き等の内容

- ・発達段階に応じた、「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教材等を作成
- ・具体的には、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考える考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることをめざす。
- ・また、各段階に応じたねらいや展開、児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント、指導上の配慮事項、障害のある児童生徒への指導方法の工夫、保護者への対応等を示した指導の手引きを作成。
- ・教材動画、教員研修用動画を作成。

（教材の主な内容）

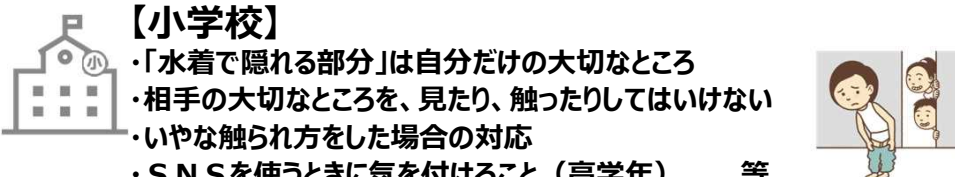
【幼児期】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応 等



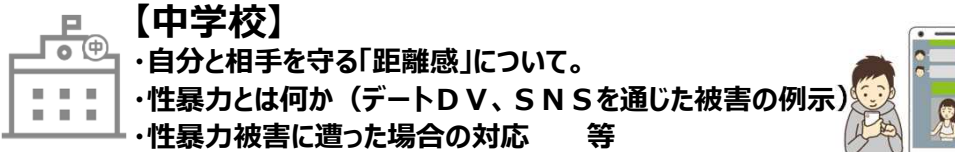
【小学校】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応
- ・SNSを使うときに気を付けること（高学年） 等



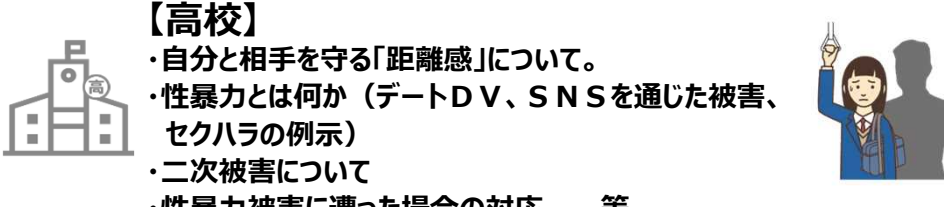
【中学校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について。
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示）
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



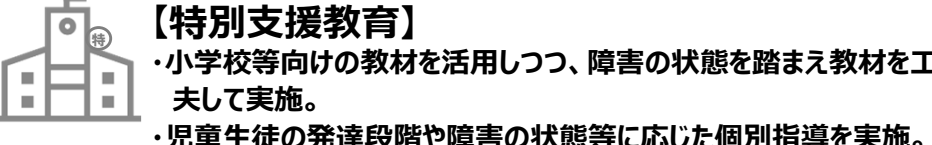
【高校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について。
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害、セクハラの例示）
- ・二次被害について
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



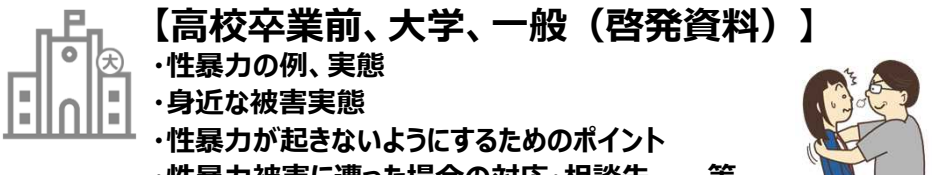
【特別支援教育】

- ・小学校等向けの教材を活用しつつ、障害の状態を踏まえ教材を工夫して実施。
- ・児童生徒の発達段階や障害の状態等に応じた個別指導を実施。



【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】

- ・性暴力の例、実態
- ・身近な被害実態
- ・性暴力が起きないようにするためのポイント
- ・性暴力被害に遭った場合の対応・相談先 等



各段階の教材・指導の手引き、下記のサイトよりダウンロードできます。教材動画、教員研修用動画も下記サイトより視聴できます。

教育委員会や学校における研修や授業等において、本教材を投影したり配布したりするなどして、御活用いただけます。

文部科学省ホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」（URL）https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



幼児期

概要

- 「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- 相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- いやな触られ方をした場合の対応 等

教材例

みずぎでかくれるところは
じぶんだけの
だいじなところだからだよ



10

じぶんだけのだいじなところを
さわられていやなきもちになったら、
「いやだ!」といおう。にげよう。
あんしんできるおとなにおはなししよう。



25

生命（いのち）の安全教育 動画集

文部科学省では、子供たちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進しており、本取組にご活用いただくため、動画コンテンツを作成・公表しています。

教材動画

児童生徒の1人1台端末等で動画教材をご活用いただくことで、授業等における取組の充実や家庭等における学習も含めた効果的・効率的な学習の実施が考えられるため、積極的に御活用ください！

動画教材掲載HP
はこちら→



幼児期

小学校（低・中学年）

小学校（高学年）

中学校

高校



教員研修用動画

独立行政法人教職員支援機構の「校内研修シリーズ」において、各学校段階における指導内容について紹介した講義動画を公開しています。教育委員会主催の研修会、各学校の校内研修等で積極的にご活用ください！

校内研修シリーズ

子供を性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にしないための「生命（いのち）の安全教育」について

文部科学省 総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育調査官

森本 晋也



＜動画の構成＞

- 1 子供の性被害にかかる現状
- 2 「生命（いのち）の安全教育」とは
- 3 各発達段階の指導内容の紹介

動画視聴は
こちらから→



「生命（いのち）の安全教育」の取組に関する実践事例集

- 学校等における「生命（いのち）の安全教育」の実践を後押しし、全国展開を加速化するための取組の一つとして、実践事例集を作成
- 幼稚園・保育園・認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の多様な事例を掲載

事例集の内容

- I 事業概要
- II 各実践校における全体計画例
- III 『生命（いのち）の安全教育』実践事例（学校種別）
 - 1 幼稚園・保育園・認定こども園
 - 2 小学校
 - 3 中学校
 - 4 高等学校
 - 5 特別支援学校（学級）

保健体育科、特別活動(学級活動)等
における実践事例を掲載

IV 資料編

- 資料1 事例集作成に係る検討会における意見 ※授業での留意点
- 資料2 性犯罪・性暴力被害に関する実態データ
- 資料3 各実践校にて使用したスライド教材（別冊）

学習指導要領等との関連箇所、授業展開例、
指導上の留意点等をまとめています。

学年 中学2年生



生命（いのち）の安全教育

*授業の風景

指導計画		
時	主な学習活動	指導上の留意点
1	<ul style="list-style-type: none"> ● より良い人間関係について理解する。 ● 体と心の距離感について考える。 ● 性暴力（デートDV、SNS）について理解する。 ● 性暴力が起きないようにするための方法について考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心と体には距離感があるという認識を身に付け、相手の気持ちを尊重した意思決定ができるようにする。 ・ 距離感が守られないときに取るべき行動を理解し、相談方法を身に付けることができるようにする。 ・ お互いの気持ちを尊重し、より良い（望ましい）人間関係を構築しようとする態度を養う。
2	<ul style="list-style-type: none"> ● 性被害に遭ったときの対応方法を理解する。 ● 事例をもとに性被害への対処方法について話し合い、対応力を高める。 ● 性被害の相談先について知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事例をとおして、性暴力の例や背景を理解し、デートDV、SNSで見えない相手とつながることの危険性について考え、安全な意思決定ができるようになる。

授業の展開	
1 時間目の展開	<ul style="list-style-type: none"> ● より良い人間関係について理解する。 ● 体と心の距離感について考える。 ● 性暴力（デートDV、SNS）について理解する。 ● 性暴力が起きないようにするための方法について考える。
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ● より良い人間関係について理解する。 ● 良い人間関係とはどういうものか考えてみましょう。 ● 相手のことを思いやることができる。
学習活動 ■ 主な発問・生徒の反応	指導上の留意点
<ul style="list-style-type: none"> ● 学習上の留意点について知る。 ● 授業の目的や「生命（いのち）の安全教育」の全体像を知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習中に不調を来して退出したい等の場合は教員に申し出て良いこと等を伝える。 ・ 授業のねらいと授業内容を説明する。
<ul style="list-style-type: none"> ● より良い人間関係について理解する。 ● 良い人間関係とはどういうものか考えてみましょう。 ● 相手のことを思いやることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良い人間関係とはどのようなものか問いかけ、小集団での話し合いを進めながら、生徒が十分に考えることができるようにする。

生命（いのち）の安全教育の取組に関する実践事例集は、以下のページに掲載しております。

文部科学省ホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」(URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



2. その他

(1) 今年度実施している調査研究の
検討状況等について

目的

- 低年齢（0～2歳）児の保育ニーズ増加を背景に、保育所・認定こども園や地域型保育事業等の受け皿整備が進められ、低年齢児の保育の現場はより多様化している。
- こうした状況を踏まえ、保育の質の確保・向上に資するよう、様々な保育の現場における低年齢児の保育の実態を把握した上で、保育の実践・運営上の課題を明確化するとともに、保育内容の充実に向けた多様な取組事例を収集し、保育士等の子どもに対する関わりや環境の構成など実践面での工夫や配慮を具体的に示すことを目的に、本調査研究事業を実施。
(調査実施：三菱UFJリサーチ&コンサルティング)

内容

○ アンケート調査

- 【保育所等調査】※保育所、認定こども園（幼保連携型・保育所型）、小規模保育事業（A・B・C型）、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業
低年齢児のクラス編成、職員の配置・体制、健康及び安全の管理、保育内容、入所時期の保育、保育における配慮や家庭への支援、職員連携・組織のマネジメント、低年齢児保育の課題 等
- 【保育士等調査】※保育所等調査の対象園において、0～2歳児のクラスを担当している保育士、保育教諭、看護師、家庭的保育者等
低年齢児の保育に関する意識（重視していること・難しさを感じること等）、職員間の連携、保護者との関わり、研修受講状況 等

○ ヒアリング調査

- ・先行ヒアリングを3か所において実施した後、本ヒアリングを10か所において実施。調査対象はアンケート調査の結果をもとに、施設種別・法人種別・規模・異年齢保育の実施の有無等を考慮して抽出し、低年齢児の保育に関して行っている具体的な工夫や取組、心がけていること等を聴取。



- 調査結果をもとに、有識者（学識経験者・保育実践経験者）による研究会において検討し、
- ①低年齢児の保育に関する保育所等の実態や保育士等の意識などについて分析
 - ②保育の現場に向けた事例集を作成

(2)「保育所における感染症対策ガイドライン」
の一部改訂・修正について

令和5年5月一部改訂

新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」上の位置づけが本年5月8日から5類感染症に見直されたことを踏まえ、同日付で一部改訂。

（主な改訂内容）

1. 新型コロナウイルス感染症の「登園のめやす」の設定

・「別添1 具体的な感染症と主な対策」に新型コロナウイルス感染症を追加、「登園のめやす」を記載。

【新型コロナの登園のめやす】

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過すること」

※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること。

・「別添4 医師の記入する意見書」に新型コロナウイルス感染症を追加

2. 新型コロナウイルス感染症に関する情報の更新～コラム等の修正及び追記

・「感染経路別対策」に新型コロナウイルス感染症を追記

・5類移行に伴う基本的な感染対策の見直しを踏まえた、新型コロナウイルス感染症に関するコラムの記載
修正・追加

その他 一部修正

○令和5年7月

モノに付着したウイルス対策に亜塩素酸水を使用する場合の濃度を追記

○令和5年10月

新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る関係法令等が改正されたため、該当箇所について記載を修正